

## 令和7年度第2回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

令和8年2月19日(木)に開催した都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

### 記

1 日 時 令和8年2月19日(木)午後14時00分～午後16時30分

2 場 所 兵庫県私学会館 2階 大会議室（神戸市中央区）

3 参加委員

氏 名	職 名
赤澤 宏樹	兵庫県立大学教授
荒木 一聡	兵庫県農業会議会長
兒山 真也	兵庫県立大学教授
杉本 雅子	建築士 アトリエフーガ代表
西谷 一盛	兵庫県住宅供給公社理事長
矢吹 信喜	東京都市大学特任教授
吉田 邦子	弁護士
志知 雄一（代）	農林水産省近畿農政局長
齋藤 博之（代）	国土交通省近畿地方整備局長
小西 康弘（代）	兵庫県警察本部長
久元 喜造（代）	神戸市長
清元 秀泰（代）	姫路市長（兵庫県市長会）
岡本 信司（代）	猪名川町長（兵庫県町村会）
久保田 けんじ	西宮市選出県議会議員
竹尾 ともえ	西宮市選出県議会議員
小林 昌彦	小野市選出県議会議員
白井 たかひろ	神戸市灘区選出県議会議員
水田 裕一郎	姫路市選出県議会議員
脇田 のりかず	西宮市選出県議会議員
北上 あきひと	川西市及び川辺郡選出県議会議員
島山 清史	神戸市須磨区選出県議会議員
岡田 千賀子	播磨町議会議長（兵庫県町議会議長会）

凡例（代）：代理出席

#### 4 案件の内容

○第1号議案：東播都市計画区域の変更について

○第2号議案：加西都市計画区域の指定について

##### 【議案の説明】

###### (1) 都市計画区域について

都市計画区域は、自然的及び社会的条件などに関する現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要が区域を都市計画として指定している。

今回は、加西市域の区域区分の廃止に伴い、都市計画区域の変更及び指定を行う。

###### (2) 都市計画区域の内容等

区域区分の有無は、都市計画法第7条に基づき都市計画区域ごとに定めることから、加西市域の区域区分の廃止に当たり、区域区分を指定する東播都市計画区域から同市域を除外する変更を行う。

除外した加西市域は、一体の都市として整備し、開発し、保全する区域として、新たに加西都市計画区域として指定を行う。

##### [概要]

##### 変更及び指定する都市計画区域

都市計画区域名	変更・指定の別	構成する区域
東播都市計画区域	変更	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、稲美町、播磨町
加西都市計画区域	指定	加西市

##### 【主な意見等】

なし

##### 【審議の結果】

意見なし

○第3号議案：阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○第4号議案：「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更並びに「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定について

○第5号議案：「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について

○第6号議案：「豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について

○第7号議案：「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について

○第8号議案：「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について

##### 【議案の説明】

###### (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方針を示すものであり、

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の指針となるもので、平成15年度に全ての都市計画区域について策定し、おおむね5年ごとに定期的な見直しを実施している。

今回は、人口や経済の状況など社会を取り巻く環境の変化や「ひょうごビジョン2050」「まちづくり基本方針」「ひょうご都市計画基本方針」を踏まえた変更を行う。

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の内容等

県政の基本方針「ひょうごビジョン2025」の展望年次である令和32年（2050年）の都市の姿を展望しつつ、令和12年（2030年）を目標年次として、県内6地域の広域的な圏域ごとに、都市計画の目標、区域区分の決定の有無、都市づくりの基本方針等を示す。

[概要]

変更する都市計画及び対象となる都市計画区域

市町名	変更する都市計画	都市計画区域
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町	阪神地域都市計画区域マスタープラン 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	阪神間
明石市、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町、三木市、小野市、加西市、西脇市、加東市、多可町	播磨東部地域都市計画区域マスタープラン 東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 加西市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	東播 加西 中 東条 吉川
姫路市、たつの市、太子町、福崎町、相生市、赤穂市、上郡町、宍粟市、佐用町	播磨西部地域都市計画区域マスタープラン 中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	中播 西播 山崎 西播磨高原
豊岡市、新温泉町、香美町、養父市、朝来市	但馬地域都市計画区域マスタープラン 豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	豊岡 浜坂 香住 八鹿 和田山
丹波篠山市、丹波市	丹波地域都市計画区域マスタープラン 篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	篠山 丹波
洲本市、淡路市、南あわじ市	淡路地域都市計画区域マスタープラン 洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	洲本 淡路 南あわじ

【主な意見等】

第3号議案について、公聴会での名神湾岸連絡線についての意見に対する県の考え方に関して質問があっ

た。

第3号議案、第4号議案及び第5号議案について、播磨臨海地域道路及び名神湾岸連絡線の都市計画の立案プロセスの是正が必要であるとの意見があった。

第4号議案及び第5号議案について、播磨臨海地域道路の建設に反対の方がいることについての質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第9号議案： 阪神間都市計画区域区分の変更について

○第10号議案： 東播都市計画区域区分の変更について

○第11号議案： 中播都市計画区域区分の変更について

【議案の説明】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を阪神間都市計画区域では昭和45年度に、東播都市計画区域、中播都市計画区域及び西播都市計画区域では昭和46年に定めた後、おおむね5年に一度の一斉見直しを行っている。

将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入するなど、計画的な市街化を図るため、区域区分の変更を行う。

[概要]

阪神間都市計画区域区分の変更地区一覧

番号	市町名	地区名	変更面積	変更種別
1	芦屋市	南浜・涼風	約 0.01 ha	編入
2	宝塚市	ふじガ丘	約 0.02 ha	編入
3		山手台東	約 0.20 ha	逆線
4	川西市	山下町	約 0.05 ha	編入
5		けやき坂3丁目	約 0.80 ha	逆線
6		けやき坂4丁目	約 0.40 ha	逆線
7		丸山台一丁目A	約 7.80 ha	逆線

東播都市計画区域区分の変更地区一覧

番号	市町名	地区名	変更面積	変更種別
1	小野市	黒川（図書館東）	約 3.70 ha	編入
2	加東市	下滝野	約 6.30 ha	編入
3	加西市		約 11,802 ha	廃止

中播都市計画区域区分の変更地区一覧

番号	市町名	地区名	変更面積	変更種別
1	たつの市	宮内	約 3.6 ha	編入
2		新宮	約 2.1 ha	逆線

【主な意見等】

第10号議案について、加西市域の区域区分廃止後の特定用途制限地域と災害リスクのある地域との重なりに関して質問があった。また、同市域の区域区分廃止に合わせて、加西市が都市計画決定する特別用途制限地域の審議状況やそのスケジュール等に関する質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

- 第12号議案：阪神間都市計画都市再開発の方針の変更について
- 第13号議案：東播都市計画都市再開発の方針の変更について
- 第14号議案：中播都市計画都市再開発の方針の変更について
- 第15号議案：阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について
- 第16号議案：東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について
- 第17号議案：中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について
- 第18号議案：阪神間都市計画防災街区整備方針の変更について
- 第19号議案：東播都市計画防災街区整備方針の変更について
- 第20号議案：中播都市計画防災街区整備方針の変更について
- 第21号議案：西播都市計画防災街区整備方針の変更について

【議案の説明】

(1) 都市再開発の方針について

市街化区域内において計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的に、阪神間都市計画区域では平成15年度に、東播都市計画区域及び中播都市計画区域では平成16年度に都市再開発の方針を定め、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

今回は、人口減少・高齢化の進展等の社会経済情勢の変化等を踏まえた変更を行う。

[概要]

① 定める内容

地区	定める内容
計画的な再開発が必要な市街地	・再開発の目標 ・土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
再開発促進地区 ※特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区	・整備又は開発の計画の概要
課題地域 ※特に整備課題の集中が見られる地域	—

②地区数

都市計画区域名	計画的な再開発が必要な市街地	再開発促進地区	課題地域
阪神間都市計画区域	33地区	9地区	70地区
東播都市計画区域	15地区	3地区	21地区
中播都市計画区域	16地区	9地区	23地区

(2) 住宅市街地の開発整備の方針について

大都市地域に係る都市計画区域において、住宅及び住宅地の供給を促進するため良好な住宅市街地の開発整備を図ることを目的に、阪神間都市計画区域では平成21年度に、東播都市計画区域及び中播都市計画区域では平成22年度に住宅市街地の開発整備の方針を定め、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

今回は、人口減少・高齢化の進展等の社会経済情勢の変化等を踏まえた変更を行う。

[概要]

① 定める内容

- ・住宅市街地の開発整備の目標
- ・良好な住宅市街地の整備又は開発の方針
- ・重点地区
- ・重点地区の整備又は開発の計画の概要

②地区数

都市計画区域名	重点地区
阪神間都市計画区域	4地区
東播都市計画区域	4地区
中播都市計画区域	2地区

(3) 防災街区整備方針について

市街化区域内において密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るため、阪神間都市計画区域では平成15年度に、東播都市計画区域、中播都市計画区域及び西播都市計画区域では平成16年度に防災街区整備方針を定め、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

今回は、密集市街地の防災性の向上に向けた変更を行う。

[概要]

① 定める内容

地区等		定める内容
防災再開発促進地区	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区	整備又は開発の計画の概要
課題地域	防災再開発促進地区に次いで、防災性の向上に努める必要がある地域	整備方針の概要
防災公共施設	特定防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、公園等の公共施設	整備等の概要

②定める地区

都市計画区域名	防災再開発促進地区	課題地域	防災公共施設
阪神間都市計画区域	2地区	6地区	—
東播都市計画区域	1地区	9地区	1地区（道路）
中播都市計画区域	1地区	8地区	—
西播都市計画区域	2地区	2地区	1地区（道路・公園）

**【主な意見等】**

第12号議案について、阪神西宮駅周辺地区にて検討中の事業に関する質問があった。

第18号議案について、地区の位置付け方、また、浸水の想定に関して質問があった。

第21号議案について、赤穂市塩屋地区において、防災性向上のための事業を誘導すべきとの意見があった。

**【採決の結果】**

原案どおり可決

**○第22号議案：東播都市計画道路の変更について（3.4.341号三木山崎線ほか4路線の変更）**

**【議案の説明】**

加西市域において、東播都市計画区域から除外し、新たに加西都市計画区域を指定することに伴い、都市計画道路に冠する名称を変更する。

**【主な意見等】**

なし

**【採決の結果】**

原案どおり可決

**○第23号議案：東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更について（加古川上流流域下水道の変更）**

**【議案の説明】**

加西市域において、東播都市計画区域から除外し、新たに加西都市計画区域を指定することに伴い、都市計画下水道に冠する名称を変更する。

**【主な意見等】**

なし

**【採決の結果】**

原案どおり可決

**○第24号議案：南あわじ都市計画道路(3.5.400号 福良港線)の変更について**

福良港線は、福良地区の良好な市街地形成を図るため、昭和34年に都市計画決定され、その後幅員及び一部線形等が変更されている。

福良港では、県が策定した「津波防災インフラ整備計画（平成27年6月）」に基づき、防潮堤等による津波対策を実施しており、福良港線において防潮堤の設置に伴い道路線形を改良し、一部区域を変更するものである。

[概要]

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線道路	3.5.400	福良港線	南あわじ市福良字八反	南あわじ市福良字居神		約890m	地表式	2車線	12m		・一部線形の変更

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第25号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（西宮市）

【議案の説明】

本施設は、平成17年に汚泥の乾燥施設等の産業廃棄物処理施設として、建築基準法第51条ただし書許可を受け、現在も稼働中である。

今回の計画は、既存の建築物に脱水施設を新設することに伴い新たに処理能力が制限を超えるため、同許可を行うことに関し、兵庫県都市計画審議会の審議を依頼するものである。

[概要]

名称等	位置	面積	備考
産業廃棄物処理施設 株式会社リヴァックス	西宮市鳴尾浜2丁目1番16	約6,637m <sup>2</sup>	<計画後> ・汚泥の脱水施設（今回新設） 処理能力 80m <sup>3</sup> /日  ・汚泥の乾燥施設 処理能力 90.9m <sup>3</sup> /日

【主な意見等】

運搬に係る道路の件に関して、市道小曾根線が住宅に密接した道路になっているが、配慮している点があるかという質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第26号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（相生市）

【議案の説明】

平成7年から稼働している相生市美化センターの老朽化に伴い、その後継施設として市と民間企業が連携し、一般廃棄物及び産業廃棄物である廃プラスチック類、木くず等の破碎及び焼却施設を設置するものである。

[概要]

名称等	位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 （相生エコサービス株式会社）	相生市相生字小丸 5327番12の一部	約13,717㎡	焼却施設 処理能力 220 t/日 破碎施設 処理能力 1,015 t/日

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第27号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（南あわじ市）

【議案の説明】

廃棄物の焼却処理の処理過程で発生する熱の回収により、発電される電力を地域へ安定供給することを目的とした新電力事業を実施するため、主燃料として想定される廃プラスチック類、木くず等の産業廃棄物を破碎及び焼却する施設を設置するものである。

[概要]

名称等	位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 （ファインエナジー合同会社）	南あわじ市榎列上 幡多字龍神1340番 2	約10,221㎡	焼却施設 処理能力 120 t/日 破碎施設 処理能力 223 t/日

【主な意見等】

発電所のような役割を担うように見受けられたが、周辺への危険性の配慮は必要ないのか、また生活環境影響調査において、測定点Dで騒音と振動の測定地点が離れている理由について問う質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

.....  
5 お問い合わせ先 兵庫県まちづくり部都市計画課都市行政班  
(078) — 362 — 3578

※ 審議会の会議資料は、本ホームページのほか、兵庫県県民情報センターにおいても閲覧することができます。議事録についても、令和8年8月中には同ホームページに掲載するとともに、同センターにおいて閲覧できる予定です。